



新しいタイプの商標において、音楽的要素のみからなる音商標が初めて登録されたと聞きましたが、これはどのようなものですか。また、今まで登録されてきた音商標とはどのように違うのでしょうか。



(兵庫県 M. S)



1. はじめに

新しいタイプの商標は、多様化する企業のブランド戦略を支援するために、従来の文字、図形、立体形状の商標に加えて新たに登録が認められるようになったものです。

新しいタイプの商標には、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標、動き商標、ホログラム商標がありますが、ご質問にもある音楽的要素のみからなる音商標とは、メロディー、ハーモニー、リズムまたはテンポ、音色等のみで構成される商標であって、言語的要素が含まれないものをいいます。

では、実際に登録を認められた商標がどのようなものか見てみましょう。

2. 登録が認められた音楽的要素のみからなる音商標について

今回、登録が認められる旨の発表があった音商標は以下の3件です。

(※音の詳細については公報でご確認ください)

① 商願2015-029809号

- ・出願人：大幸薬品株式会社
- ・指定商品：第5類「胃腸薬」
- ・商標の内容：大幸薬品の正露丸のCMで流れている「パッパパラパッパ

パッパパラパッパ パーラパッパ
パッパッパ」のラップのメロディー

② 商願2015-029981号

- ・出願人：インテル・コーポレーション
- ・指定商品：第9類「マイクロプロセッサ」他
- ・商標の内容：インテル社のCMの最後に流れている「パンパパンパン」のサウンドロゴ

③ 国際登録1177675号

- ・出願人：Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft (BMW)
- ・指定商品(訳)：第12類「自動車およびその部品(本類に属するもの)」
- ・商標の内容：BMW社のCMの最後に流れているサウンドロゴ

音楽的要素のみからなる商標は原則、自他商品等識別力(以下、識別力)を有しないとされ、登録が認められるためには、出願商標が需要者に何人かの業務に係る商品等であると認識させるほど著名となっていることが要件となります(商標法3条2項)。

ただし、上記著名性の立証のためには膨大な証拠資料と時間が必要です。

実際、これら3つの商標のようにテレビ等のCMにそのメロディーやサウンドロゴが頻りに流され、一般的に広

く認知されていると思われるものであっても、登録が認められるまでに出願から2年半もの時間を要しました。

一方、今までに登録されていた音商標は、前記音楽的要素に言語的要素が加わったものです。このような商標は、言語的要素の部分に識別力が認められれば、音楽的要素の内容に関係なく、商標全体の識別力が認められることになるため、比較的登録されやすいと考えられます。

このように、音楽的要素のみからなる音商標は、今まで登録されてきた音商標と比べて、言語的要素の有無と登録までの難易度の高さで大きく異なるものといえます。

3. まとめ

今回の音楽的要素のみからなる音商標の登録は、膨大な資料を提出して認められた意義のあるものといえます。また、本事案は音楽的要素の部分の識別性に対する特許庁の判断基準を考えると有用な指標になり得ると考えられますので、今後、同商標の取得を検討する際には参考にするといいでしょう。